

令和6年度 保育関係施設利用申し込み手続き 〔新規入園用〕

— 令和5年8月発行 —

保育関係施設とは

保育関係施設(保育園、認定こども園の保育部、地域型保育事業)は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育をする施設(事業)です。

したがって、「友だちをつくるため」、「集団生活を体験させたい」などの理由では利用できません。

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)について

幼稚園、保育園、認定こども園などの施設の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。

また、保育関係施設の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【認定区分】

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業等
満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園、認定こども園(幼稚部)
	あり	2号認定	保育園、認定こども園(保育部)
満3歳未満	あり	3号認定	保育園、認定こども園(保育部) 地域型保育事業等

※保育関係施設を利用するためには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

保育認定(2号・3号認定)の条件について

保育認定(2号・3号認定)を受けるには、下記の要件に該当することが必要です。

要件1 沼田市に居住し、かつ住民登録があること。

要件2 保育関係施設での集団生活に支障のない児童であること。

要件3 下記①～⑨のいずれかの事由で保育が必要な家庭であること。

保育の必要性の事由	
①就労	1カ月で48時間以上就労している場合 (パートタイム、夜間勤務等のすべての就労を含む)
②妊娠・出産	妊娠中または産後間もない場合 ※認定期間は、出産月を基準に前後2カ月の合計5カ月に限る
③疾病・障害	保護者本人に疾病・負傷または障害がある場合
④介護・看護	同居または長期入院している親族の看護や介護を行っている場合
⑤災害復旧	火災またはその他の災害復旧に当たっている場合
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業準備含む) ※認定期間は、3カ月に限る
⑦就学	学校等に就学している場合(職業訓練校含む)
⑧虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合
⑨その他	上記に類する状態として市が認める場合

保育必要量（施設を利用できる時間）について

保育認定を受ける場合、保育の必要な時間に応じて「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

「保育標準時間」認定は施設が設定する11時間の枠の中で、「保育短時間」認定は施設が設定する8時間の枠の中で、**保育ができない時間帯に限り施設を利用できます。**

なお、この保育必要量に応じて利用者負担額（保育料）も若干の差が生じます。

保育の必要性の事由	保育必要量
就労	保育標準時間（父母ともに1カ月120時間以上の就労）
	保育短時間（父母のどちらかが1カ月48時間以上120時間未満の就労）
妊娠・出産	保育標準時間
疾病・障害	保育標準時間
介護・看護	状況により認定
災害復旧	保育標準時間
求職活動	保育短時間
就学	状況により認定
虐待・DV	保育標準時間
その他	状況により認定

保育必要量（施設を利用できる時間）の変更について

保育必要量は就労時間等を基に認定することが基本となりますが、下記の事項に該当する場合は、変更申請書の提出により保育必要量の変更を行うことが可能です。

- 1 「保育標準時間」認定から「保育短時間」認定への変更を希望する場合。
- 2 「保育短時間」認定だが、勤務時間帯（勤務シフト）や通勤時間の関係から、施設が設定する8時間の枠を超えて利用せざるを得ない場合。

その他の届出について

利用申し込み手続き後（利用中も含む）に下記の事項に該当する場合は、速やかに子ども課保育係に連絡してください。別途、手続きが必要な場合があります。

- 1 世帯状況等が変更となった場合
 - ・住所が変更となった場合 ※市外転出の場合は、必ず事前にご連絡ください。
 - ・氏名が変更となった場合
 - ・世帯員の増減があった場合
 - ・保育認定の条件が変更となった場合（仕事を変更した場合も含む）
- 2 施設を利用中止または辞退する場合

各施設の利用時間について

市内の各保育関係施設の開所時間および保育必要量に応じた利用時間は下記のとおりです。
 なお、利用時間の枠を超えて施設を利用する場合、延長保育料の徴収対象となります。

令和5年8月現在

施設名	利用定員	最小受入年齢	開所時間		利用時間	
			平日	土曜日	保育短時間	保育標準時間
ぬまた南保育園	115人	6カ月	7:30~19:00	7:30~18:00	8:30~16:30	7:30~18:30
川田保育園	60人	1歳	7:30~18:30	7:30~13:00	8:30~16:30	7:30~18:30
白沢保育園	120人	11カ月	7:30~18:30	7:30~13:00	8:30~16:30	7:30~18:30
利根保育園	119人	1歳	7:30~18:30	7:30~17:00	8:30~16:30	7:30~18:30
多那保育園	30人	2歳	7:30~18:30	7:30~17:00	8:30~16:30	7:30~18:30
横塚保育園	100人	6カ月	7:15~18:45	7:15~17:00	8:00~16:00	7:15~18:15
熊の子保育園	90人	6カ月	7:00~18:30	7:00~17:00	8:00~16:00	7:00~18:00
桜ヶ丘保育園	100人	6カ月	7:30~19:00	7:30~14:00	8:00~16:00	7:30~18:30
沼田幼稚園(保育部)	110人	9カ月	7:30~19:00	7:30~15:30	8:30~16:30	7:30~18:30
恵泉幼稚園(保育部)	10人	3歳	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30
ちぐさこども園(保育部)	110人	6カ月	7:30~19:00	7:30~16:00	8:30~16:30	7:30~18:30
沼田めぐみこども園(保育部)	140人	6カ月	7:00~19:30	7:00~18:00	8:00~16:00	7:00~18:00
どんぐり保育園(※)	10人	2カ月	7:45~18:45	7:45~13:30	8:00~16:00	7:45~18:45

※どんぐり保育園は2歳児(3歳になる年度)までの利用となります。それ以降は他の施設に転園を
 していただく必要があります。

また、転園は新規入園と同じ扱いになる為、「育児休業」でのご利用ができません。
 転園の時期が育児休業と重なった場合、復職までの間は家庭保育となります。

上記施設の他に企業主導型保育事業として運営する「ひだまり保育園」があります。
 ひだまり保育園は、利用調整や利用者負担額(保育料)の決定などを施設が直接行います。
 申し込み方法等の詳細については、ひだまり保育園(25-9020)へお問い合わせください。

第1次受付について

※令和6年4月から令和7年3月の間に入園を希望する方

○期 間 令和5年9月1日（金曜日）～ 令和5年10月13日（金曜日）
 ○場 所 沼田市役所 子ども課（テラス沼田3階）
 ○時 間 月 8:30～18:00
 火～金 8:30～17:00

※土日・祝日の受付はありません。

※窓口への来庁が困難な方は、郵送での申し込みも可能です。

郵送受付の場合は、到着後、受領確認通知を申請保護者宛て発送いたしますが、書類不備の場合は、受付完了になりません。申込書には必ず連絡が取れる連絡先を明記し、余裕をもってお申し込みください。

【送付先】 〒378-8501
 群馬県沼田市下之町888番地
 沼田市役所 子ども課保育係 宛て

郵送受付の〆切
 9月22日必着

※先着順で利用できるわけではありません。

※利用調整では、申請書等で確認できる世帯の状況等により「調整指数」を算定し、指数の高い順に利用の決定をしていきます。申し込みの状況によっては、希望の施設が利用できない場合があります。

※市外の保育関係施設の利用希望する場合、手続きの方法が異なります。

詳しくは、子ども課保育係まで直接お問い合わせください。

※申し込み理由が求職活動であり、児童が希望する施設の最小受入年齢を超えているにもかかわらず、1歳になるまでは家庭保育を希望するなど、保護者の個人的な理由で5月以降の利用を希望する場合は、第1次受付期間に申し込むことができません。（上の子が保育関係施設を利用している場合は除く。）

第2次受付以降にお申し込みください。

第2次受付以降について

子ども課保育係にて、随時受け付けます。

ただし、第1次受付期間中の申込者を先に調整します。

	受付期間（土日祝日を除く）	受付場所
第2次受付	令和5年10月16日（月曜日）～ 令和5年12月28日（木曜日）	（子ども課保育係 沼田市役所 テラス沼田3階）
第3次受付	令和6年1月4日（木曜日）～ 令和6年1月31日（水曜日）	
第4次受付	令和6年2月1日（木曜日）～ 令和6年2月29日（木曜日）	
5月入園	令和6年3月1日（金曜日）～ 令和6年4月10日（水曜日）	
6月入園	令和6年4月11日（木曜日）～ 令和6年5月10日（金曜日）	
7月入園	令和6年5月13日（月曜日）～ 令和6年6月10日（月曜日）	
8月入園	令和6年6月11日（火曜日）～ 令和6年7月10日（水曜日）	
9月入園	令和6年7月11日（木曜日）～ 令和6年8月9日（金曜日）	
10月入園	令和6年8月12日（月曜日）～ 令和6年9月10日（火曜日）	
11月入園	令和6年9月11日（水曜日）～ 令和6年10月10日（木曜日）	
12月入園	令和6年10月11日（金曜日）～ 令和6年11月8日（金曜日）	
1月入園	令和6年11月11日（月曜日）～ 令和6年12月10日（火曜日）	
2月入園	令和6年12月11日（水曜日）～ 令和7年1月10日（金曜日）	
3月入園	令和7年1月13日（月曜日）～ 令和7年2月10日（月曜日）	

※ 令和6年4月から令和7年3月の入園を希望する場合は、第4次受付までに申し込んでください。

※ 第4次受付終了後については、利用を希望する月の前月10日までに申し込んでください。

10日が土日祝日の場合、直前の平日になります。ご注意ください。

利用申し込みに必要な書類等について

- 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書
 - 「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」の保護者欄に記入した方（申請者）の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（マイナンバーカード等）
 - 実際に申し込み手続きをする方の身分証明証（運転免許証等）
 - 申請者と実際に申し込みに来る方が違う場合は委任状
 - 保育の必要性を証明する書類【別表1】参照
 - 利用者負担額（保育料）の算定に必要な資料【別表2】参照
- } 父母それぞれ必要です

【別表1】

区分	提出書類
就労 (就労予定も含む)	就労証明書 (復職予定の方は復職日も記入してください。) ご出産前の方は予定日のわかるもの(妊婦健診受診表の写し)
妊娠・出産	母子手帳または妊婦健康診査受診票等の写し (住所、氏名、出産予定日の分かるページ)
疾病・負傷・障害	医師の診断書等 (安静を要する内容または治療期間が明記されたもの) 手帳等の写し (住所、氏名、障害名等の分かるページ)
介護・看護	医師の診断書等 (介護を要する内容で治療期間が明記されたもの) 介護保険被保険者証等の写し (住所、氏名、要介護度等の分かるページ)
災害復旧	罹災証明書等の写し
求職活動	求職状況確認書
就学	在学(在籍)証明書
虐待・DV	公的機関が発行した証明書等

※その他必要に応じて、追加書類を提出していただく場合があります。

【別表2】

区分	提出資料
沼田市に住民登録がある方	資料の提出は不要
令和5年1月1日に 沼田市に住民登録がない方	令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書 ※令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で取得してください。 (省略の無いもの)
令和6年1月1日に 沼田市に住民登録がない方	令和6年度市町村民税課税(非課税)証明書 ※令和6年1月1日に住民登録のあった市町村で取得してください。 (省略の無いもの) 令和6年7月頃にご提出をお願いする場合があります。

※証明書の名称は市町村によって異なりますが、収入金額および市町村民税課税額がわかる提出してください。

利用調整の結果について

- 1 利用調整は、保育の必要性の高い児童から順に市が調整を行います。
- 2 申し込みの状況により、希望の施設を利用できない場合があります。
- 3 利用決定後、利用を辞退する場合は、速やかに子ども課保育係に連絡をしてください。連絡のない場合は在籍とみなし、利用者負担額（保育料）の負担義務が生じる場合があります。
- 4 市外保育関係施設の利用を希望する場合は、市町村間の調整が必要となるため、調整結果の通知は令和6年1月中旬以降になる可能性があります。
- 5 利用決定後、健康診断等を行いますので、各施設の指定する日に受診してください。
- 6 受付期間別の利用調整結果通知発送時期は、下記のとおり予定しています。

受付期間	利用調整結果通知発送予定時期
第1次受付	令和5年12月中旬頃
第2次受付	令和6年1月中旬頃
第3次受付	令和6年2月中旬頃
第4次受付	令和6年3月中旬頃
随時受付	入園希望月の前月中旬頃

※市外の保育施設をご希望の場合は、1～2ヶ月程度、調整結果の発送が遅くなります。

利用者負担額（保育料）について

- 1 原則として父母の市町村民税額を基に算定し、児童の年齢および保育必要量によって決まります。
 ※年度の途中で3号認定（3歳未満児）から2号認定（3歳以上児）に変更になっても、同一年度内は3号認定の金額を適用します。
 ※同居の祖父母等が児童世帯の家計を支えていると認められる場合、祖父母等の市町村民税額を合算し、算定します。
- 2 令和6年4月分から令和6年8月分までは令和5年度の市町村民税額を基に、令和6年9月分から翌年3月分までは令和6年度の市町村民税額を基に算定します。収入の状況等によっては、年度途中で金額が変更になることがあります。
- 3 金額の確定後、確定申告または更正を行った場合は、速やかに子ども課保育係に連絡をしてください。
- 4 公私立の区分はなく、同額です。
- 5 1カ月単位で負担していただきます。施設を利用しない日があっても、日割り計算はしません。
- 6 2人以上の児童が同時に保育関係施設等※を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

※ 以下の表に記載の保育関係施設が該当になります。

幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
特別支援学校幼稚園部	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援
児童心理治療施設通所部	企業主導型保育事業		

なお、施設の利用が子ども課で確認できない場合は、確認のできる書類の提出をお願いする場合があります。

- 7 市町村民税所得割の額が77,101円未満の世帯で、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯については、0円とします。
- 8 市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は0円とします。
- 9 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童は申請に基づき0円とします。（利用者負担額（保育料）に滞納がない世帯に限る。）
- 10 算定する際の市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除等の適用はありません。

利用者負担額（保育料）の納入について

- 1 利用者負担額（保育料）は、利用する施設等によって納入先が変わります。

利用する施設（事業）	納入先	納入方法
市内の公立保育園	沼田市	口座振替
私立保育園		
市外の公立保育園	各施設	各施設の指定する方法
認定こども園		
事業所内保育事業		

- 2 沼田市に利用者負担額（保育料）を納入していただく場合の口座振替に関する手続き方法は、下記のとおりです。

- ①通帳と届出印を持参し、口座振替を希望する金融機関で手続きをお願いします。
- ②手続きの用紙は、市内各金融機関に備えてあります。

- 3 沼田市の利用者負担額（保育料）納入期限（口座振替日）は、各月末日です。
なお、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

市内保育関係施設所在地および連絡先一覧表

施設区分	施設名	住所	電話
保育園（公立）	ぬまた南保育園	東原新町1411-5	22-5519
	川田保育園	下川田町540	23-1599
	白沢保育園	白沢町高平20	53-2039
	利根保育園	利根町大楊1078-2	56-2268
	多那保育園	利根町輪組867-1	53-2920
保育園（私立）	横塚保育園	横塚町1223-1	23-0006
	熊の子保育園	戸鹿野町578-3	24-1446
	桜ヶ丘保育園	桜町4798	24-8577
認定こども園	沼田幼稚園	坊新田町1105-3	22-2856
	恵泉幼稚園	西倉内町663-4	23-3584
	ちぐさこども園	柳町394	23-3324
	沼田めぐみこども園	清水町4330	24-4163
地域型保育事業所	どんぐり保育園	沼須町910-1	25-3212

令和5年4月現在

白沢町・利根町保育関係施設



⑫	施設類型	施設名	入所状況
	保育所	白沢保育園	■2号 ■3号

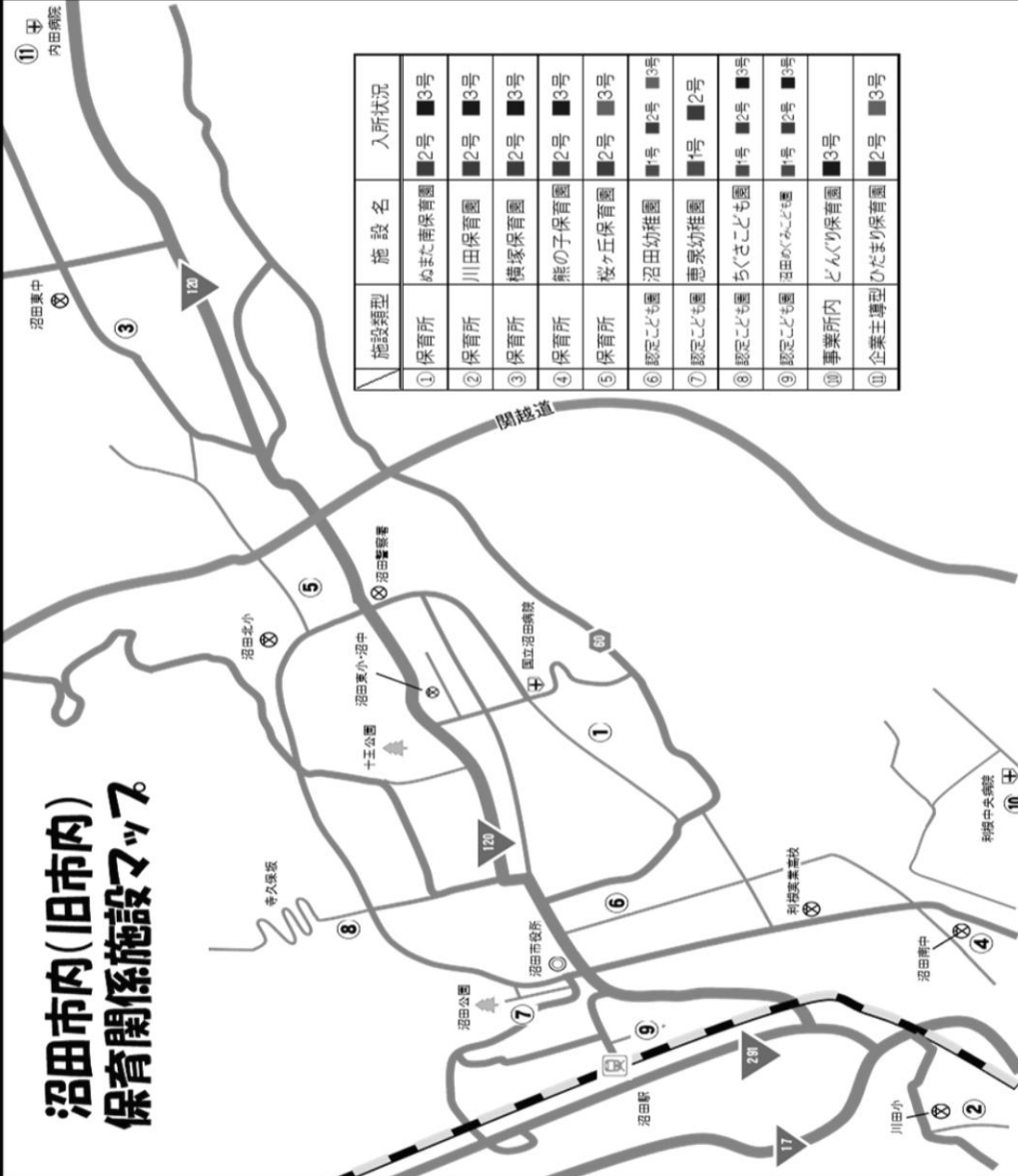


⑬	施設類型	施設名	入所状況
	保育所	利根保育園	■2号 ■3号



⑭	施設類型	施設名	入所状況
	へき地保育所	多那保育園	■2号 ■3号

沼田市内(旧市内) 保育関係施設マップ



施設類型	施設名	入所状況
① 保育所	ぬまた南保育園	■2号 ■3号
② 保育所	川田保育園	■2号 ■3号
③ 保育所	横塚保育園	■2号 ■3号
④ 保育所	熊の子保育園	■2号 ■3号
⑤ 保育所	桜ヶ丘保育園	■2号 ■3号
⑥ 認定こども園	沼田幼稚園	■1号 ■2号 ■3号
⑦ 認定こども園	愚泉幼稚園	■1号 ■2号
⑧ 認定こども園	ちくさこども園	■1号 ■2号 ■3号
⑨ 認定こども園	沼田めぐこども園	■1号 ■2号 ■3号
⑩ 事業所内	どんぐり保育園	■3号
⑪ 企業主導型	ひだまり保育園	■2号 ■3号

参 考

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 利用者負担（保育料）基準額表【2号・3号認定】

令和5年度

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）の月額			
階層区分	定 義	3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	6,300円 (3,150円)	6,200円 (3,100円)	0円 (0円)	0円 (0円)
D 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	7,550円 (3,770円)	7,400円 (3,700円)	0円 (0円)
D 2		5,000円以上48,200円未満	8,400円 (4,200円)	8,250円 (4,120円)	0円 (0円)
D 3		48,200円以上56,600円未満	10,350円 (5,170円)	10,150円 (5,070円)	0円 (0円)
D 4		56,600円以上66,200円未満	12,900円 (6,450円)	12,700円 (6,350円)	0円 (0円)
D 5		66,200円以上86,600円未満	18,150円 (9,070円)	17,850円 (8,920円)	0円 (0円)
D 6		86,600円以上105,800円未満	24,750円 (12,370円)	24,350円 (12,170円)	0円 (0円)
D 7		105,800円以上144,500円未満	31,000円 (14,000円)	30,450円 (13,750円)	0円 (0円)
D 8		144,500円以上154,700円未満	34,400円 (15,700円)	33,800円 (15,450円)	0円 (0円)
D 9		154,700円以上166,100円未満	39,700円 (18,350円)	39,050円 (18,050円)	0円 (0円)
D 10		166,100円以上185,900円未満	42,200円 (19,600円)	41,500円 (19,250円)	0円 (0円)
D 11		185,900円以上225,000円未満	45,900円 (21,450円)	45,100円 (21,100円)	0円 (0円)
D 12		225,000円以上	49,500円 (23,250円)	48,650円 (22,850円)	0円 (0円)

- (1) D階層の市町村民税所得割の額は、「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。
※「住宅借入金特別控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等は適用されません。
- (2) 年度の途中で3号認定(3歳未満児)から2号認定(3歳以上児)に変更となつても、同一年度内は3号認定の利用者負担額を適用します。
- (3) 市町村民税所得割の額が77,101円未満の世帯で、母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯については、利用者負担額を0円とします。
- (4) 1世帯から2人以上の就学前児童が下記の施設等を利用している場合は、2人目の利用者負担額を()内の額とし、3人目以降については0円とします。
対象施設(事業)： 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業
- (5) 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童の利用者負担額は、申出に基づき0円となります。(利用者負担に滞納がない世帯に限る。)
- (6) 市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の利用者負担額を()内の額とし、第3子以降の利用者負担額を0円とします。
- (7) 教材費等の実費負担、3歳以上児の給食費については、別途かかります。
- (8) 次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、(7)の給食費のうち副食費が免除になります。
(ア) 市町村民税所得割の額が、57,700円未満(ひとり親世帯等については77,101円未満)の世帯
(イ) 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童
ただし、利用者負担に滞納がない世帯に限ります。
また、第3子以降利用者負担等無料化申請書の提出が必要です。

教育・保育給付認定申請書兼利用申込書記入例

様式第1号の2（第1条関係、第12条関係）

教育・保育給付認定申請書兼
令和6年度保育関係施設利用申込書（新規）

申込書を提出する
年月日を記入して

令和5年10月10日

沼田市長様

保護者氏名 沼田 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、保育関係施設の利用（新規）を次のとおり申し込みます。
なお、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な住民税の情報（同居家族を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に対して提示すること、勤務先に対し勤務内容等について職権調査すること並びに希望施設に対しこの申込書の情報を提供することに同意します。

申請に係る 小学校就学前子ども	氏名 <small>ふりがな</small> ぬまた はるか 沼田 はるか	生年月日 <small>(令和6年4月1日現在の年齢)</small> 令和3年4月10日 <small>(2歳)</small>	性別 男・女	個人番号 123456789012
	保護者の住所 沼田市 下之町888番地			
保護者の連絡先	<small>(自宅)</small> 23-2111	<small>(父携帯)</small> 090-1234-5678	<small>(母携帯)</small> 090-5678-1234	
保護者の住所 <small>(令和5年1月1日現在)</small>	<input type="checkbox"/> 市内・ <input checked="" type="checkbox"/> 市外(静岡県下田市)	保護者の住所 <small>(令和6年1月1日現在)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外()	

令和5年1月1日
令和6年1月1日
それぞれの欄
に記入してく
ださい。

利用を希望する理由の有無及び保育の利用を必要とする理由

有（保育関係施設において保育の利用を希望）
 無（幼稚園等の利用を希望）

必要	父	①	①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護等 ⑤災害復旧
	母	①	⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業

通園可能な園を
第3希望までご記
入ください。
第1希望の園の調
整に影響はありま
せん。

2 利用を希望する施設（事業者）及び利用する期間

利用を希望する 施設（事業者）	第1希望：子ども保育園
	第2希望：玉原保育園
	第3希望：利根川保育園
利用を希望する期間	令和6年 4月 1日 から 年 月 日 まで 小学校就学まで

入園後、環境に慣れるための
「ならし保育」があります。
期間は概ね二週間程度ですが、
お子様の状況によって延長にな
ることもあります。

保育の形態

同居親族が家庭保育（続柄：祖母）
 別居親族又は知人が保育（住所： 氏名： 続柄：）

4 同居家族の状況(別世帯であっても同居の親族は記入してください。) ※申請に係る子どもは記入不要

ふりがな 氏名	生年月日	性別 (年齢)	申請に係る 子どもとの 続柄	職業又は 学校名等	障害者手帳等 の有無	個人番号
沼田 太郎	昭和55年5月4日	男・女 (43歳)	父	公務員	有・無	123456789001
沼田 花子	昭和56年9月4日	男・女 (42歳)	母	会社員	有・無	123456789002
沼田 健	平成23年8月3日	男・女 (12歳)	兄	東原小6年	有・無	
沼田 文江	昭和30年7月1日	男・女 (68歳)	祖母	無職	有・無	
	年 月 日	男・女 (歳)			有・無	
	年 月 日	男・女 (歳)			有・無	
	年 月 日	男・女 (歳)			有・無	
	年 月 日	男・女 (歳)			有・無	
生活保護適用の有無	有・無	(年 月 日保護開始)				
ひとり親世帯	該当・非該当	□死別・□離婚・□別居・□その他()				

該当する方にそれぞれ○を付けてください。

令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。

5 祖父母の状況(別世帯であっても記入してください。)

区分	氏名	年齢	住所	職業	健康状態
父方	祖父	亡			
	祖母	沼田 文江	68	沼田市下之町888番地	有・無 普・弱・障害
母方	祖父	保育 一郎	64	沼田市東原新町1801番地72	有・無 普・弱・障害
	祖母	保育 良子	60	沼田市東原新町1801番地72	有・無 普・弱・障害

祖父母の状況は、令和6年4月1日現在の年齢を記入し、職業、健康状態の欄も必ず○を付けてください。

6 児童の健康状態

健診での指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
障害者手帳の有無等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (身体・療育・精神 手帳)
アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未検査 <input type="checkbox"/> 有 ()
通院・入院の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (通院:) <input type="checkbox"/> 有 (入院:)
その他の健康状態	<input type="checkbox"/> アトピー <input checked="" type="checkbox"/> ぜんそく <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> () 主な症状 ()

児童の健康・発育状況で少しでも気になることがあれば、必ず記入してください。各施設での受入体制を準備をする上で大変重要です。

* 市記載欄

以下は市の記入欄になりますので、未記入で提出してください。

受付年月日	
窓口に来た人の氏名	(児童との続柄:)
窓口に来た人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他()
保護者の個人番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> システムで確認 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

この手続きについての問い合わせ先 健康福祉部 子ども課保育係 沼田市役所(テラス沼田3階) TEL 23-2111(内線:3127) FAX 24-5179

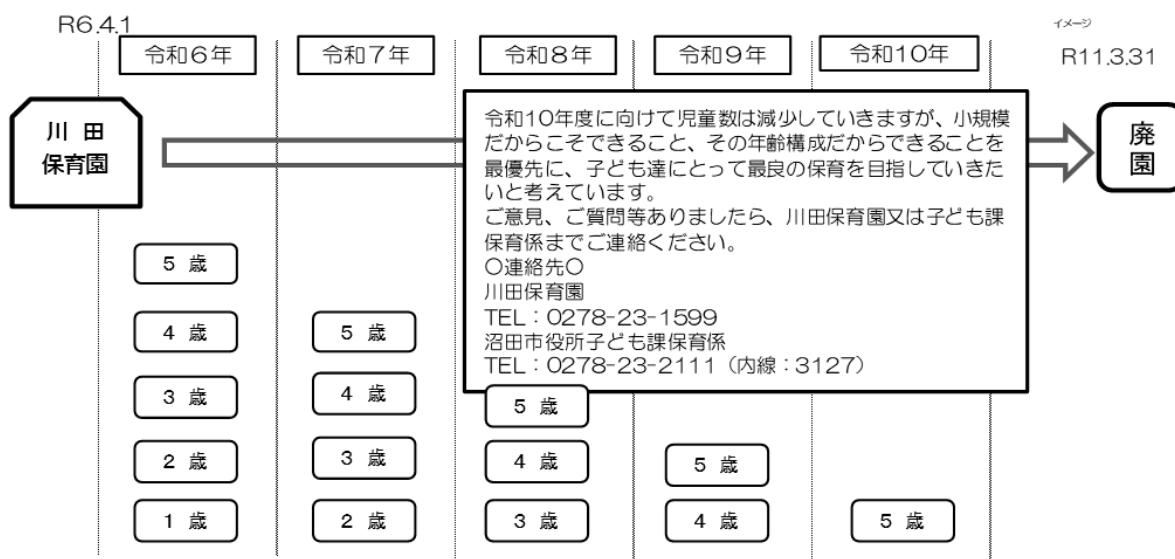
公立保育園及び公立幼稚園の今後について

沼田市では、平成27年度策定の「市政改革大綱・実施計画」に基づき市政改革に取り組み、沼田市行政改革推進本部により、公立幼稚園と公立保育園の今後の在り方として、施設の状態、入園対象者数の推移等から、下記のとおり方針を決定しました。
保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎川田保育園は、令和11年3月31日で廃園となります。

令和6年度入園申込以降、段階的に受入年齢の引き上げを行います。

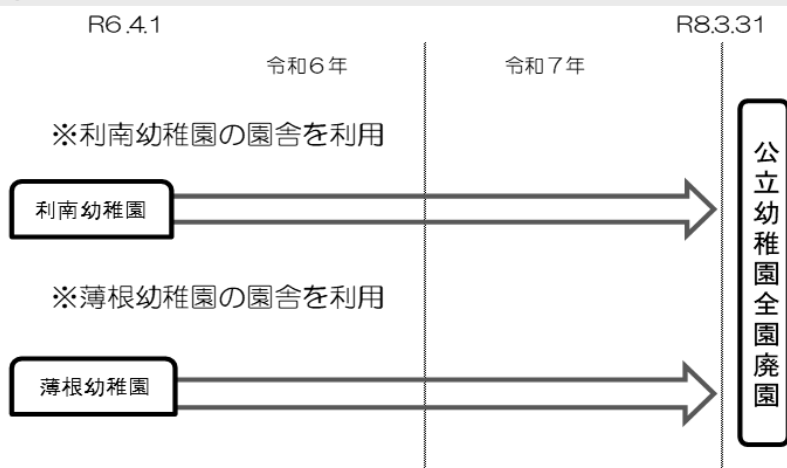
年度ごと年齢等を考慮したクラス編成を行い、年齢構成に応じた行事や保育を行います。



※ 令和6年度入園は、令和6年4月1日時点で1歳以上の児童になります。

◎公立幼稚園は、令和2年4月1日から2園へ統合されました。

また、その後の入園対象者の推計値等を踏まえ、令和8年3月31日に公立幼稚園全園が廃止されます。



※ 令和6年度入園は、令和6年4月1日時点で4歳以上の児童になります。